

賃貸住宅での自殺巡る賠償請求

業者と解決探る

弁護士ら意見交換

賃貸住宅で自殺した額賠償を求められるケースが起きています。遺族支援を手掛けるNPOや弁護士が18

日、神戸市内で不動産業者と意見交換会を開いた。遺族が負担に苦しむ一方、自殺の影響で他の部屋の住民が退去したり、借り手がつきにくくなるなど損害が出るのも事実。相対

する立場を超えて解決策を探る全国的にも珍しい取り組みだ。「多重債務による自殺をなくす会」(神戸市)の弘中隆之副理事長、と弘中隆之副理事長、全国の弁護士で作る

「自死遺族支援弁護士団」(事務局・大阪市)事務局長、生越照幸弁護士、兵庫県内の業者約10人が参加した。賠償請求には▽部屋に損害が出た場合の原状回復▽入居者が見込

めないことによる将来賃料—がある。生越弁護士は、実青のない部分の改装や長期間の将来賃料を求められる例を説明した。

不動産業者は入居希望者に自殺があったことを説明する告知義務を負う。ただし義務には期限がないため、入居者確保の見通しが厳しくなることが高額請求の背景にあるとみられる。会合に参加した業者は「説明すれば借り手はつかない」と悩みを話した。支援者側が「国のガイドラインが必要では」と提言すると「期間を設けてもらえば解決が早い」と賛成意見が出た。

業者側から「大家の気持ちも理解して遺族に説明してほしい」との要望も出た。弘中隆之さんは「どちらも困っているという意識を共有したい」と話し、今後も対話を続ける方針を確認した。

【和田伸宏】